

道路の路面外で、一般公共の用に供する駐車場ですか？
いいえ → **届出不要**

埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準に適合させること※2

自動車の駐車のために供する面積が500㎡以上ですか？
いいえ → **届出不要**

駐車場法第11条の構造及び設備の基準に適合させること

駐車料金を徴収しますか？
いいえ → **届出不要**

路外駐車場移動円滑化基準に適合させること※1

都市計画区域内ですか？
いいえ → **バリアフリー新法に基づく届出※1
埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく届出※2**

**駐車場法に基づく届出
バリアフリー新法に基づく届出※1
埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく届出※2**

※1 道路の附属物、公園、建築物又は建築物
特定施設であるものを除く
※2 駐車場法施行令第15条に規定する国
土交通大臣が認める特殊の装置を用いる
もの及び建築物を除く